

中島村における農地賃借料情報について

改正農地法の施行(平成21年12月15日)に伴い標準小作料制度が廃止され、前年の農地賃借契約の金額(10aあたり)から算出されたものが賃借料の目安として情報提供されます。なお、賃借料情報とするものは農地法及び農業経営基盤強化促進法における利用権設定の申請等によるものです。農地の賃借契約の際に参考として下さい。

令和3年農地賃借料情報(10aあたり)

単位:円

農地区分	地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	(旧上田)	9,155	13,200	4,400	92件	全て物納で、10aあたり米1.5俵が9件、米1.2俵が8件、米1俵が94件、米0.5俵が3件でした。
	元村 岡ノ内 松崎 小針 川原田 二子塚 代畑 吉岡					
(旧中田)	滑津原 浦原	8,800	8,800	8,800	22件	
畑	データが少ないため設定できません。賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。					

※1 賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2 賃借料が物納の場合は米1俵(60kg)あたり8,800円で算出しています。

令和2年以前の賃借料情報

令和2年農地賃借料情報(10aあたり)

単位:円

農地区分	地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	(旧上田)	12,747	18,300	10,000	129件	このうち物納は123件で、10aあたり米1.5俵が11件、米1俵が112件でした。
	元村 岡ノ内 松崎 小針 川原田 二子塚 代畑 吉岡					
畑	データが少ないため設定できません。賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。					

※1 滑津原、浦原地区の田については令和2年における申請等がなかったため含まれておりません。

賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2 賃借料が物納の場合は米1俵(60kg)あたり12,200円で算出しています。

令和元年農地賃借料情報(10aあたり)

単位:円

農地区分	地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	(旧上田)	17,462	21,150	14,100	114件	このうち物納は112件で、10aあたり米1.5俵が52件、米1俵が60件でした。
	元村 岡ノ内 松崎 小針 川原田 二子塚					
(旧中田)	滑津原	10,000	10,000	10,000	1件	
畑	データが少ないため設定できません。賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。					

※1 代畑、吉岡、浦原地区の田については令和元年における申請等がなかったため含まれておりません。

賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2 賃借料が物納の場合は米1俵(60kg)あたり14,100円で算出しています。

平成30年農地賃借料情報(10aあたり)

単位:円

農地区分	地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	(旧上田)	17,027	21,000	7,000	73件	このうち物納は63件で、10aあたり米1.5俵が28件、米1俵が30件、米0.5俵が5件でした。
	元村 岡ノ内 松崎 川原田 吉岡					
(旧中田)	滑津原	10,000	10,000	10,000	1件	
畑	データが少ないため設定できません。賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。					

※1 小針、代畑、二子塚、浦原地区の田については平成30年における申請等がなかったため含まれておりません。

賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2 賃借料が物納の場合は米1俵(60kg)あたり14,000円で算出しています。

○平成21年度標準小作料(改正農地法の施行前(平成21年12月14日まで適用))

農地区分	単位	金額(円)	備考
田	上田	10aあたり	20,000 川原田、二子塚、吉岡、元村、岡ノ内、小針、代畑、松崎
	中田	10aあたり	16,000 浦原、滑津原
畑	普通畑・特定畑	標準額を定めませんので、双方の話し合いで決めてください。	